

インボイス制度と 電子帳簿保存法を踏まえた 電子化ガイドブック

～ 法対応と真の業務効率化を実現 ～

1.はじめに

高度情報化・ペーパーレス化社会において、納税者の負担軽減を図るため、約25年前に電子帳簿保存法（以下、電帳法という）が誕生しました。しかし今なお紙の書類は多く、DXの足かせとなっています。2023年10月にはインボイス制度もスタートしますが、紙書類のままでは法改正による業務負担やコスト増の恐れもあります。

またデジタルネイティブ世代も既に社会人になりました。テレワークや電子決済は社会に広く普及し始め、この先ずっと紙書類のまま業務が継続する未来は想像しづらくなっています。「自社の業務はこのままでいいのだろうか？」そう分かっていても、何から手を付ければよいかわからず、二の足を踏んでいる企業も多いのではないのでしょうか。

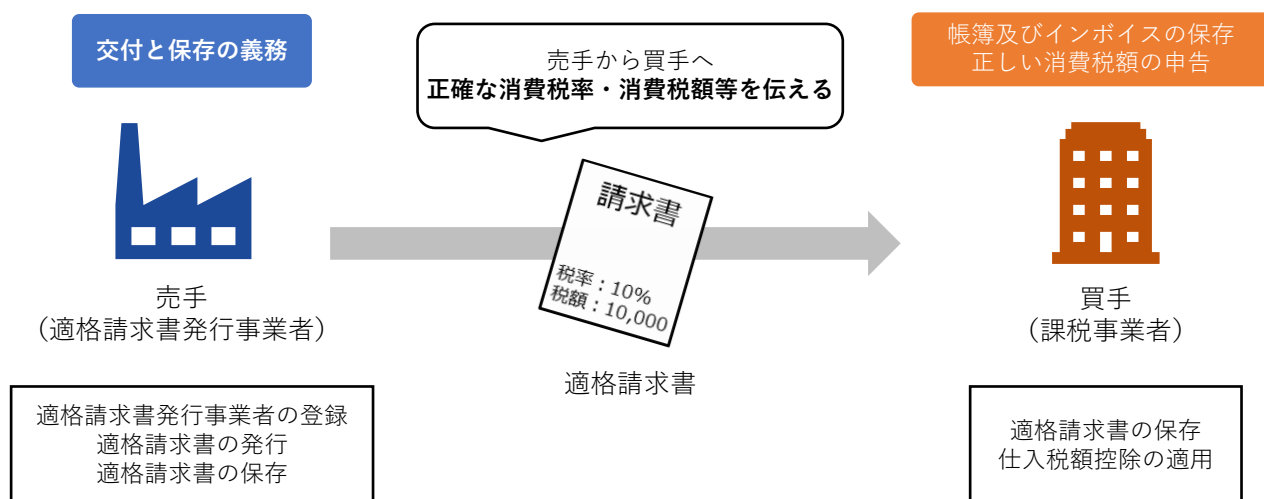
そこで、文書情報管理士制度等の発展を図り、企業のあるべき文書管理を普及啓発してきたJIIMAとしては、利用者の視点から、本当に考えるべきデジタル化とは何なのかを分かりやすい資料にまとめることとしました。企業の血液とでも例えるべき書類が、企業内はもちろん企業間でもデジタル化されていけば、JIIMAの提唱する社会生産性の向上へとつながります。

本資料では、初めに、デジタル化を進める上で絶対に対応する必要がある2つの主要な法制度「インボイス制度」や「電帳法」について要点をまとめました。その上で、無理なく電子化するにはどのような進め方がよいのかをわかりやすく解説しております。実際のデジタル化推進にはもちろん、企業内で経営者や複数部門でのコンセンサスを取る上でもご活用いただける資料を目指しております。ぜひ幅広くご活用ください。

2.インボイス制度とは

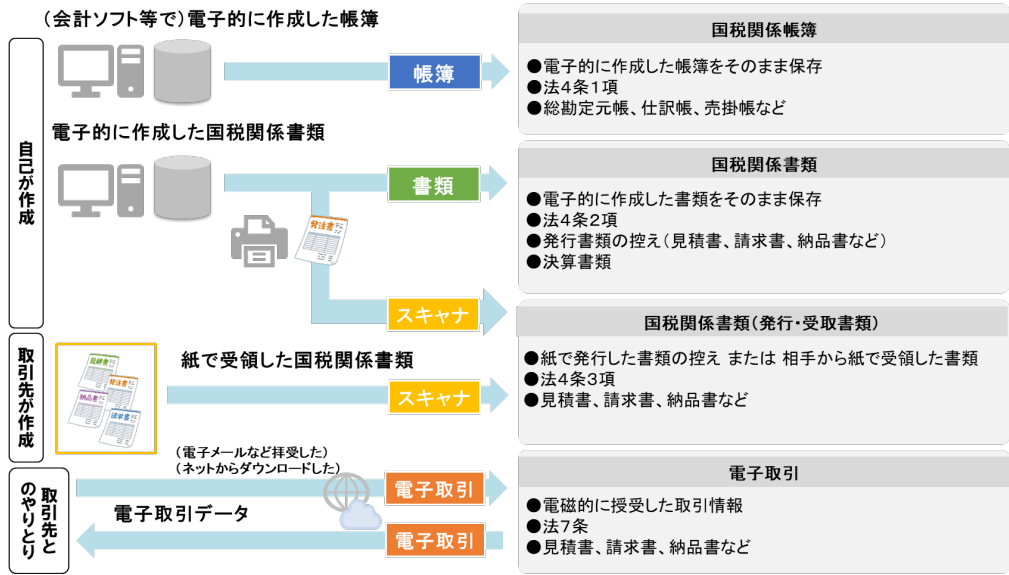
仕入税額控除を受ける為の法要件が変わります。

- ・ 軽減税率の導入により、売手から買手へ正確な税率・消費税額等を伝える必要があります。
- ・ 要件を満たした書類は「インボイス（適格請求書）」と呼ばれ、発行するには登録が必要です。
- ・ 登録のない免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができなくなります（段階的な移行）。
- ・ 「インボイス」は証明書として開示が必要となり、売手・買手（※）ともに保存義務があります。



3.電子帳簿保存法について

納税者の負担軽減を図る目的で施行された、国税関係帳簿書類の電子保存を容認する法律です。下図の様に、大きく4種類のカテゴリに分類されています。



4.インボイス(適格請求書) 正確な消費税率・消費税額等を伝える書類

請求書

△△商事(株)
T0012345678...9
XXXX年11月30日

例)〇〇御中

32,600円

日付	品名	金額
11/1	商品A	10,000円
11/2	商品B ※	20,000円
合計	30,000円	32,600円
10%対象	10,000円	1,000円
8%対象	20,000円	1,600円

インボイスに記載が必要な項目

- ・適格請求書発行事業者の名称（氏名）及び登録番号
- ・取引年月日
- ・取引内容（軽減税率対象品目である旨）
- ・税率ごとに区分して合計した対価の額（税込 or 税抜）
- ・税率ごとに区分した適用税率及び消費税額等
- ※簡易請求書の場合はいずれか
- ・書類の交付を受ける事業者の名称（氏名）
- ※簡易請求書の場合は不要

インボイス（＝適格請求書）

紙 電子取引

適格請求書（インボイス）は紙書類・電子データいずれでも該当します。

1枚で成立する適格請求書

請求書	領収書
税率：10% 税額：10,000	税率：10% 税額：10,000

納品書	簡易請求書
税率：10% 税額：10,000	税率：10% 税額：10,000

取引先の記載が不要

いわゆるレシートなど

複数の書類で成立する適格請求書

請求書

納品書No	金額
No.0001	10,000円
No.0002	20,000円
No.0003	30,000円
合計	60,000円 6,000円
10%対象	60,000円 6,000円
8%対象	0円 0円

納品書No.0001
納品書No.0002
納品書No.0003

納品書

税率：10%
税額：30,000

買手が発行する仕入明細書

仕入明細書

商品名	金額
AAAA	10,000円
BBBB	20,000円
BBBB	30,000円
合計	60,000円 6,000円
10%対象	60,000円 6,000円
8%対象	0円 0円

※相手側の確認を受けたものに限る

※複数書類で要件を満たしてもOK

値引・割戻・返品等で発行した書類

適格返還請求書

税率：10%
税額：10,000

※区分記載していれば適格請求書と合算した請求書でも可

5.インボイス制度と電子帳簿保存法の違い（対比表）

法.....電子帳簿保存法
規則...電子帳簿保存法 施行規則

インボイス制度		電子帳簿保存法	
目的	・消費税の複数税率導入においても、正しい消費税額・消費税率を伝える。 ・仕入税額控除を受ける為の要件を変更する。		・納税者の負担軽減の為、法人税法・所得税法等で定める国税関係帳簿書類の電磁的保存を容認する。
対象者	・消費税の納税義務者		・法4条：国税の納税義務者（消費税含む） ・法7条：所得税及び法人税の納税義務者（消費税は含まれない）
帳簿・書類の定義	帳簿	消費税上の帳簿（資産の譲渡または課税仕入れ等）	仕訳帳、総勘定元帳、売上帳、仕入帳など（消費税法上の帳簿含む）
	書類	紙で発行／受領したインボイス 発行→ →受領 紙のインボイスに代わり発行又は受領した電子インボイス	紙で発行／受領した国税関係書類 決算関係書類 貸借対照表、損益計算書、棚卸表など 取引関係書類 見積書、発注書、納品書、検収書、請求書、領収書などの控え 見積書、発注書、納品書、検収書、請求書、領収書など
保存方法のルール	帳簿	紙での保存が原則だが、電帳法を適用して電子保存も可能	「帳簿」要件を満たして電子保存（規則 2 条②） （優良な帳簿の場合、更に規則5条⑤一の要件を満たして保存）
	書類	紙での保存が原則だが、電帳法を適用して電子保存も可能	「書類」要件を満たして電子保存（規則 2 条②③） 「スキャナ保存」要件を満たして電子保存（規則 2 条⑥）
	電子取引	電帳法を適用して電子保存 紙に印刷して保存も可能	電子保存 ※紙へ出力して保存する宥恕規定は令和 5 年 1 2 月 3 1 に廃止され、令和 6 年 1 月 1 日からは新たな猶予措置等が開始されます。



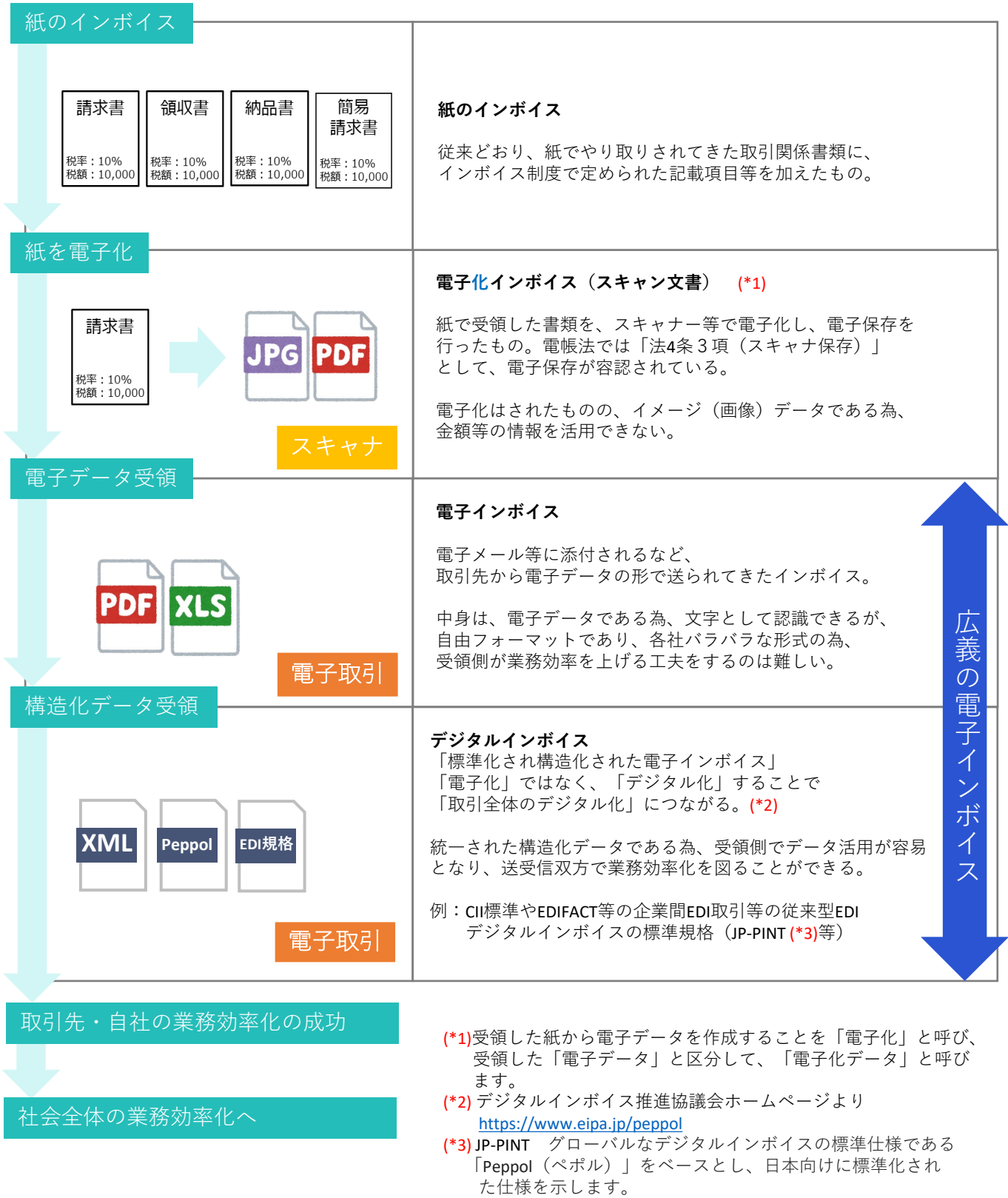
こうやって見比べると、それぞれの法律ってカバー範囲が少し違うんですね…。電子取引は、インボイス制度では紙保存が認められていても、電帳法では電子保存義務があるから、電子保存は結局必要ってことですか？

とてもいいところに目をつきましたね！そうなんじゃ。インボイスは法人税法でも重要な書類だから、電帳法を守ることが大切。**インボイス制度に対応する場合でも、電帳法の要件は遵守が必要じゃ！**法律をちゃんと理解して対応しておくことが肝要じゃよ。



6.紙のインボイス～デジタルインボイスとは

インボイス制度における適格請求書（インボイス）は、その形状（紙 or 電子）に決まりはありません。今までの請求書に、「4.インボイス(適格請求書)」に記載のような対応を行うだけでもよいのですが、せっかくなので業務改善につなげるのが望ましいでしょう。



広義の電子インボイス

※電子インボイスやデジタルインボイスに関して、公的な団体による正確な定義はありません。
ここでは、提唱している団体の説明と合わせて、どのように分類されているかを示します。
名称の使い分けの背景を理解することで提唱団体の目指している姿が見えてきます。

7.電子インボイス・デジタルインボイスのメリット

電子インボイス・デジタルインボイスとすることで、このようにたくさんのメリットが期待できます。

効果	内容
業務効率化・負荷軽減	・インボイスを紙で郵送するための作業（システムから原本&写しの印刷、郵送先ごとの仕分け、折り畳み、封入、発送（投函）、写しの保管作業）が軽減されます。 ・受け取ったインボイスを電子データで保存する場合、「8.インボイス対応の進め方」の「STEP2」「STEP3」の電子取引に係る電子インボイスであれば、インボイスデータはすでに電子化されていますので、スキャナ読取などの作業は不要です。電子帳簿保存法の要件を満たすためには属性情報（検索用データ）を追加入力することが必要ですが、AI-OCRなどのツールを利用することで作業が簡素化されます。事業者登録番号の検証を自動的に行うことも可能になります。 ・受け取ったインボイスが「8.インボイス対応の進め方」の「STEP4」のデジタルインボイスであれば受け取ったデータのままで検索ができるほか「STEP5」ではインボイスデータを自社の購買管理システム等の基幹システムに取り込むことができます。システムへの手入力やAI-OCR読取結果の確認作業が不要になり、さらに業務が効率化します。
業務標準化	・人が行う作業をシステムに移すことで業務が標準化されます。
内部統制強化	・書類のデータ保存をシステムで行うことで紙書類紛失のリスク排除や、属人的な情報の取り扱いから脱却します。 ・業務の自動化、簡素化によりミスが低減し、データの信頼性が向上します。 ・承認をシステムで行うことで、業務の停滞を招くことなくルール遵守した業務運用が行えるとともに誤りを発見しやすくなります。
スピードアップ	・手作業や郵送、書類を探す時間などが削減され、社内・社外のコミュニケーションがスピードアップし、付加価値業務へ時間を振り向けることができます。 ・一部の得意先に請求書を先行してFAX送信するなどの例外処理も不要となります。
情報共有	・データとして保存されたインボイスの情報を検索・確認・利用することができます。 ・インボイスデータの権限設定を行うことで適切な共有範囲に基づいた運用が可能です。
コスト削減	・事務作業の人件費、用紙のコスト、紙の保管・廃棄コスト、郵送費、システム運用・保守コスト（プリンタ、消耗品など）などが削減できます。
テレワーク推進	・インボイス発行・受領に伴う処理、承認、押印のための出社が不要になります。
顧客サービス向上	・得意先にインボイスを早く届けられます。 ・デジタルインボイスであれば、得意先は請求情報を受け取ったデータのままで保存・検索できるほか、自社のシステムに購買データとして取り込むことができます。
環境保護	・紙の利用を減らすことで環境を保護し、企業イメージの向上にもつながります。

8.インボイス対応の進め方

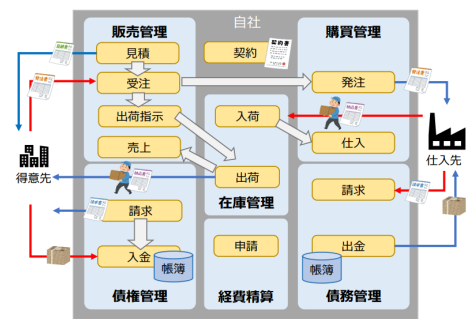
【STEP1】 インボイス制度そのものへの対応

1. インボイス 発行事業者登録 要否の判断	(1) 売上先がインボイスを必要とするかを確認 (2) 登録を受けた場合・受けなかった場合の影響について検討 (3) 登録を受ける場合は、登録申請書を提出
2. 売り手とし ての準備	(1) 取引ごとに、どのような書類（請求書、領収書等）を交付しているか確認 (2) 交付している書類について、どう見直せばインボイスとなるかを検討 (3) 売上先に登録を受けた旨や、インボイスの交付方法を共有 (4) インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討 (5) 必要に応じて価格の見直しを検討
3. 買い手とし ての準備	(1) 簡易課税制度を適用するかを確認 (2) 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討 (3) 仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認 (4) 受け取った請求書等の保存・管理方法の検討 (5) 帳簿の記載方法や仕入税額の計算方法を検討

詳細は『インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート』（国税庁）をご確認ください。

【STEP2】 インボイスの電子化（電子化インボイス、電子インボイス）を検討

1. 電子帳簿保存法に則り、まずは“紙”保存から“電子”保存への移行を検討	
(1) 対象の把握	①書面 ②電子取引（メール等による受領）
(2) 対象範囲の決定	①発行／受領 ②取引先ごと ③部門ごと ④書類ごと ⑤地区／支店ごと
(3) 目的の整理	①法的要件の充足 ②ペーパーレス化 ③業務の効率化 ④新たな付加価値の創出
(4) 推進体制の構築	①責任者の選定 ②業務規定やプロセスの整備 ③運用規程、マニュアルの用意

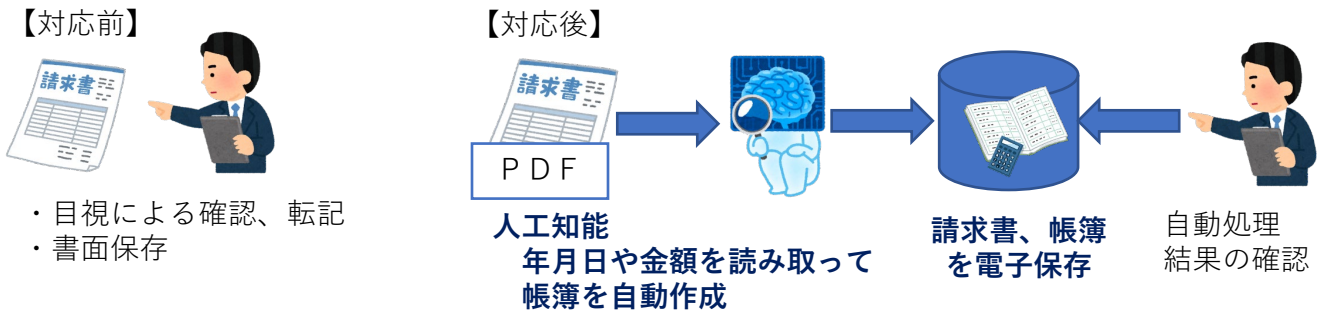


誰が	誰	何を		分類
自社が	得意先へ	見積書を送る	→	発行
自社が	仕入先から	請求書をもらう	→	受領

詳細は『電子帳簿保存法を活用したデジタル化・スタートブック』（JIIMA）をご確認ください。

2. 電子化に必要なサービスの選定

- (1) 会計システム (2) 文書管理システム (3) 経費精算システム (4) ワークフローシステム
(5) スキャナ・複合機 (6) OCR・AI-OCR
※選定にあたっては、JIIMA認証（電子取引・スキャナ保存）もお役立てください。



【STEP3】電子インボイスへの対応を開始

1. すべての書類を一度に電子化する必要はなく、部分的に始めることができます。

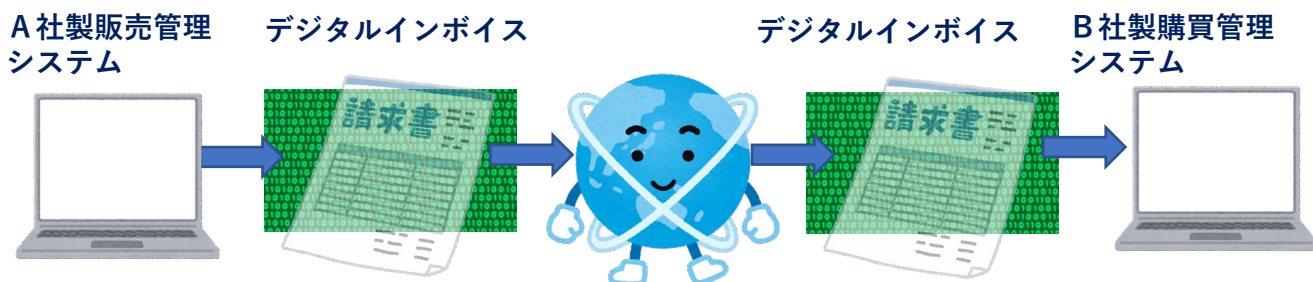
最初は、対象書類・取引先・部門／地域などを限定するなどして、進めやすい範囲からスタートしましょう。

- (例) ・すでに電子取引（メール等による受領）で請求書や領収書を受領している場合、その書類から保存を開始する。
- ・本社部門など、コントロールしやすい部門で受領している書類から保存を開始する。
 - ・テレワークを中心に行っている部門から開始する。
 - ・コストメリットが大きい部門から開始する。
 - ・相手先から要請がある書類から開始する。

2. 運用を行っていく中で、課題を抽出し、解決を図りながら利用範囲の拡大を検討します。

- (例) ・現場において、書類の取引内容の入力ミスがあるため、本社部門がAI-OCRを併用しながら入力するように変更する。
- ・請求書の保存フローに承認機能を設けることで、支払業務にまでつながるようにする。

【STEP4】デジタルインボイスへの対応を検討



同一のデジタルインボイスの規格に基づいていれば、異なるメーカー間のソフトでも送受信が可能

1. デジタルインボイス導入の目的、メリットの確認

- (1) 単にアナログ業務を電子に置き換えるだけではなく、デジタルを前提に業務プロセスを見直しを目指すことで、関係する業務全体のデジタル化を推進することを確認します。
- (2) デジタルでデータがつながり、業務全体が効率化した結果、新しい付加価値を創出することを目指します。

2. 取引先との調整

- (1) デジタルインボイス導入の目的、メリットを取引先と共有します。
- (2) 利用する規格などを検討します。
- (3) 関係会社等、自社と近い関係の取引先から順次導入するなど、段階的な導入も検討します。

3. デジタルインボイスに対応したサービス・システムの選定

- (1) デジタルインボイスに対応したサービス・システムを選定します。
- (2) 自社の目的や運用フローに合致しているか確認します。

4. デジタルインボイスの送受信の開始

デジタルインボイスの送受信、運用を開始します。

【STEP5】バックオフィス業務との連携を検討

受領したインボイスから支払管理システム、あるいは送信した請求データを入金管理システム連携させるなど、請求・支払・会計・税務の業務全般を直接的にデジタルでデータを連携させ、バックオフィス業務全体の効率化を検討します。



よくあるご質問



インボイス制度と電帳法への対応は、同時に検討したほうが良いのでしょうか？



はい、以下の理由から、同時に検討することをお勧めします。

- ・インボイスを電子保存する際には、インボイスの発行側・受領側共に、電帳法の要件を満たして保存する必要があります。
- ・インボイス制度の開始時期は2023年10月開始、電子取引データの保存義務化（宥恕措置の廃止）が2024年1月開始と近いことから、同時に検討したほうが効率的であり、手戻りが少ないものと思われます。
- ・また、インボイス制度においては、新たな義務として、インボイスの発行側において発行したインボイスの写し（控え）の保存が必要となります。インボイス制度上は書面出力保存も認められていますが、発行側では当該インボイスは自ら作成するものであり、そのほとんどは電子で作成されることから、電子のまま電帳法の要件を満たして保存することが合理的であると考えられます。
- ・電子（デジタル）インボイスを受領した際は、データ自動連携等により基幹システムなどに取り込むことにより、入力作業等の削減やデータの整合性（改変リスクの低減）を図ることが期待されます。



デジタルインボイスは、日本のデジタルインボイスの標準仕様とされているJP-PINT(Peppol)にしないといけませんか？



必ず対応しなければならないというものではありません。

しかしながら、以下の理由により対応を検討することをお勧めします。

- ・これまでは、異なるシステム間のデータ授受は困難であり、それが社会全体のD X化を進める上での支障の1つとなっています。
- ・そこでインフラ整備という観点から、Peppolの規格に基づく標準フォーマットを使用することにより、簡易に異なるシステム間での双方向データ連携（授受）が可能となることから、デジタル化の推進につながります。



当社では帳簿を紙で保存しており、電帳法対応はしていません。
電子取引も今まで通り紙で保存してよいですか？



帳簿が書面または電子保存に関わらず、所得税・法人税法上の保存義務者は、電帳法 電子取引データの保存義務があります。その際には書面保存のみでは認められません。

- ・帳簿と電子取引の保存方法（書面又は電子）については、連動しているものでも一致しているものでもありません。
- ・受領した電子取引データは原本に相当する為、電帳法の要件に従って保存する必要があります。
- ・一方、インボイス制度上は電子保存又は書面に出力して保存のいずれでも構いません（事業者が法人税及び消費税の納税義務者である場合、消費税のみならず電帳法の定めにも従う必要があることから、電帳法の要件を満たして電子保存等を行うこととなります）。

ご参考：インボイス制度に関するQ & A 問83



電子取引として受領した請求書等のPDFを書面に出力した場合、電帳法に違反するのでしょうか？



いいえ、違反はしません。

電子取引データとして受領したファイルを電帳法の要件に従って保存しているのであれば、自己の管理の便宜のために書面に出力したり、データ喪失時に備えて念のため書面に出力したものを併せて保存しておくといった対応をすることは、特段禁止されていません。

ご参考：電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問27



電子取引として受領した請求書のPDFファイルを電子保存するに当たり、電帳法の要件どおりに保存できない場合、罰則はありますか？



電帳法の要件どおりに保存できない場合、以下のことが考えられます。

- ・電帳法上は要件どおりに電子保存が行われていない場合、法人税法・所得税法上保存が求められる書類が保存されているものとして認められず、青色申告の承認の取消しの要因となります。
- ・しかし、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにもかかわらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、費用として認められないというものではありません。
- ・一方、消費税法上は要件どおりに保存されていない場合、原則その取引について仕入税額控除が認められないこととなります。
- ・しかし、前述のとおり、電帳法と異なり、PDFを書面に出力して保存しておくことで、インボイスの保存要件を満たし仕入税額控除が認められます。

ご参考：電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問66



当社は、適格請求書に係る電磁的記録（PDF形式）を提供しています。提供した電磁的記録については、電帳法に準じた方法により保存することとされていますが、保存する電磁的記録は、相手方に提供したPDF形式のものを必ず保存する必要がありますか？



必ずPDF形式のものを保存しなくてはならないわけではありません。

- ・電帳法及びインボイス制度上の取扱いにおいて、取引先へ送ったPDF形式のものをコピーして保存することはもちろん問題ありませんが、実際に送付した形式のものではなく、その基となったデータについて、その内容が変更されるおそれのない合理的方法により編集したデータとすることも認められています。
- ・具体的にはデータベースにおける保存やCSV形式やXML形式での保存でも差し支えありません。但し、見読性を確保するため、取引先へ交付したPDFの出力フォーマットのように整然とした形式及び明瞭な状態で表示・出力できる必要があります。

ご参考：インボイス制度に関するQ & A 問81

電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問36



当社は青色申告法人です。請求書の保存期間は電帳法と消費税法（インボイス制度）では異なりますか？



法定保存期間は共に7年です。

ただし、法人税法では欠損金額が生じた事業年度は10年間となります。
書面で保存した場合もデータで保存した場合も同じです。

9. 参考資料

インボイス制度

● 国税庁：インボイス制度

トップページ：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

概要：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

制度の詳細パンフレット

適格請求書等保存方式の概要　ーインボイス制度の理解のためにー

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き

電子帳簿保存法

● 国税庁：電子帳簿保存法

特設ページ：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

制度の概要：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/02.htm>

一問一答：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-1.htm>

● 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）

JIIMA認証：<https://www.jiima.or.jp/certification/>

電子帳簿保存法関連資料：<https://www.jiima.or.jp/activity/policy/>

電子取引 取引情報保存ガイドライン

電子帳簿保存法を活用したデジタル化・スタートブック

電子インボイス関係

● デジタル庁：JP PINT

JP PINT：https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice/

● デジタルインボイス推進協議会

トップページ：<https://www.eipa.jp/peppol>

本ガイドラインは、令和5年8月時点の情報に基づいて作成しております。



〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2丁目19番地 ライダーズビル7階
<https://www.jiima.or.jp/>

-インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック Ver1.0 (2023年10月5日) -